

令和 7 年度 第 4 回加東市農業委員会総会（7 月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 3 時 00 分～午後 3 時 50 分			
開催場所	加東市役所 2 階 201 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：－ ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：－ 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	7：井上 弘 ⑤：山口康博			
議事録署名委員	3：田中 豊 5：高見秀人			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 17 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	4 件
第 18 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 19 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	1 件
第 20 号議案	農地の現況転換等の確認について	1 件
第 21 号議案	加東市地域計画に関する意見について	2 件
第 22 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	5 件
第 23 号議案	加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用に関する要綱の一部を改正する要綱制定の件	1 件

5 報告

報告第 4 号	市街化区域内の農地法第 4 条の届出について	1 件
報告第 5 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 6 号	農地の貸借の合意解約通知について	3 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 7 年度第 4 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査担当の 1 番 岸本農業委員、2 番 藤原農業委員、7 番 松本推進委員、8 番 古丸推進委員、9 番 末廣推進委員、ありがとうございました。 のちほど、調査報告をよろしくお願いします。 本日の会議の議事録署名委員に、3 番 田中農業委員、5 番 高見農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案の審議に入ります。
議長	第 17 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、***に居住していますが、加東市内の空家を購入し、***と加東市の 2 拠点で生活されています。また、申請地の近くには勤務先の会社倉庫があり、倉庫にはトラクターなどの農機具が揃っているため、会社から農機具を借り、耕作する予定となっています。以上により、営農環境は整っていることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は大豆の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 25 年あることから、耕作は可能であると見込まれます 番号 3、譲渡人は、これまで譲受人の父親に対して利用権を設定していましたが、この度、譲受人に所有権を移転するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 25 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、譲受人に対して利用権を設定していましたが、契約期間が満了となったことから、農地法による貸借に切り替えるため申請されました。譲受理由は、農地法の手続へ切り替えとなりますが、利用権の契約期間が満了しているため、譲受人の現況耕作面積には申請地は含まれておりません。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 50 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件について、該当する担当地区の農業委員から譲受人の耕作状況について補足はございませんか。
委員	番号 2 の譲受人は、問題なく耕作されています。譲渡人は高齢であること、また兄弟も亡くなられていることから、所有権移転するため申請されました。 番号 3 の譲受人は、問題なく耕作されています。親子二代の専業農家であり、年々耕

議長	作面積を増やされている状況でございます。
各委員	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
議長	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 17 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 17 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第 18 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、農業用倉庫のための転用申請となります。申請者は、現在、トラクターなどの農機具は屋外に保管しているほか、昨年から作付面積が大幅に増えたことにより、農具や農業資材が現在の物置では収まりきらない状況となっていることから、農業用倉庫を新設するため申請されました。また、農業用倉庫以外のスペースでは、軽トラックの駐車場及び農機具の転回スペースとして使用する予定です。申請地の農地区分は、第 1 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。
議長	以上の申請については、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。
現地調査員	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
議長	番号 1 の現地の状況は、田でした。周辺には農地がありましたが、雨水は敷地内に自然浸透させるほか、造成工事は行わないため、土砂が流出するおそれはないことから、計画どおりに工事すれば周辺の農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 18 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 18 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、一般住宅のための転用申請となります。譲受人は、現在、市内のアパートに夫婦で居住し、父親と共に実家敷地内で工場を営んでいます。父親が高齢となるなか、工場は 24 時間体制で稼働する場合があることから、工場の運営や将来的な両親の見守りを考慮すると、工場及び実家周辺で居住することが望ましいと考え、住宅を建築するため申請されました。申請地の農地区分は、第 1 種農地に該当し、土

	地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。 以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、田でした。周辺には農地がありましたが、雨水は既設水路へ、汚水及び生活排水は公共下水へ排水する計画となっています。また、隣接する農地との境にはコンクリートの土留めがされているため、土砂が流出するおそれもないことから、計画どおりに工事すれば周辺の農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 19 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 19 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 20 号議案「農地の現況転換等の確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、約 20 年前に申請人の父親が畑として整備し、現在に至っています。この度、現況に合わせるため申請されました。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。 調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号 1 の現地の状況は、畑でした。現況の利用において、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないことから、特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 20 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 20 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 21 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として、稲尾地区、常田地区の地域計画について説明いたします。なお、本件は目標地図が重要となるため、目標地図を中心に説明いたします。 稲尾地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、5 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 常田地区は、3 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、12 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。説明は以上です。

議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	常田地区の目標地図に示す A、B、C の代替順は何を示すものなのか。
農政課	A、B、C は目標地図に位置付ける担い手を指し、今後、集積・集約を担う者の優先順位を示すものです。例えば、A の者が集積・集約する範囲において、A の者が引き受けることができない場合は、次に B の者と調整するなど、担い手となる 3 経営体の範囲のなかでの代替順をあらかじめ定めたものとなります。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 21 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 21 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 22 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 5 件、11 筆、14,099 m ² に農地中間管理権が設定され、8 月 29 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 22 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 22 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 23 号議案「加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用に関する要綱の一部を改正する要綱制定の件」について事務局より説明をお願いします。
事務局	通常、農地転用をする場合には申請をして許可を受ける必要がありますが、耕作者が 200 m ² 未満の農業用施設に転用する場合に限り、例外規定により農業委員会への届出に代えることができます。その際の手続きを定めたものが本要綱となります。本件は、要綱に定める農業用施設の定義をより明確にするため、転用届出書の添付書類を農地法第 4 条及び第 5 条の転用手続きと整合を図ること及びその他文言を整理するため、所要の改正を行うものです。改正の内容は、本要綱第 2 条に定める農業用施設の定義について、国の考え方や事務処理上の留意点等を示した農林水産省通知の「農地法の運用について」のなかで定義される農業用施設を引用し、農業用施設の定義をより明確なものとするものです。次に、本要綱第 4 条に定める転用届出書の添付書類について、農地法第 4 条、第 5 条の転用手続きと整合を図るため、同条第 6 号に規定する同意書を区長及び水利代表者に改正します。様式第 1 号については、本要綱第 2 条、第 4 条の改正に伴い文言を整理し、様式第 2 号については、文書番号部分の文言の整理を行います。施行期日については、議決後、公布となります。説明は

	以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
委員	引用する「農地法の運用について」に定める農業用施設は具体的に何を指すのか。
事務局	改正前の要綱に定める農業倉庫や畜舎などのほか、温室や耕作のために必要不可欠な駐車場やトイレなどが農業用施設として定義されており、引用する「農地法の運用について」に基づき事務の適正かつ円滑な運用を図ることとなっています。
委員	区長、農会長及び水利代表者の同意書から、区長と水利代表者の 2 名からの同意書に改正する理由は何か。
事務局	上位法令に基づく農地転用許可申請の場合は、区長と水利代表者の 2 名からの同意書の提出を求めています。本件は、市が定める要綱に基づく届出であるうえに、上位法令以上の厳しい要件を課していることから見直しを行いました。転用の行為は許可申請と同じであることから許可申請の手続きと整合を図るため、区長と水利代表者の 2 名の同意であっても地区の意向は確認できるため、また、申請者の負担軽減も考慮し、改正します。
委員	農会長が水利代表者と兼ねている場合、どのように対応すればよいか。
事務局	農会長が水利代表者として同意の欄に記入いただきます。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 23 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 23 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 4 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、住宅用地に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、6 月 20 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 5 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、物品販売業を営む店舗及び露天駐車場に転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、6 月 24 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 6 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。

事務局	使用貸借権設定 3 件の合意解約通知書を受理しました。番号 1 は、解約後、報告第 5 号のとおり転用されます。番号 2 は、解約後、所有者が作付されます。番号 3 は、第 17 号議案の番号 3 のとおり所有権移転されます。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・農地法第 3 条の規定による許可申請における耕作地位置図の添付の省略について ・令和 7 年度視察研修の概要について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	＜なし＞
議長	以上で、令和 7 年度第 4 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 田中 豊

議事録署名委員 高見 秀人
